

◎指標を設定することができない場合の把握方法

①指標を設定することができない理由

--

②見込まれる効果及び具体的な把握方法（データの出典含む）

--

4 中間評価

(1) 必要性（現状の課題に照らした妥当性）

判定	a	理由	平成25年4月、秋田県犯罪被害者等支援条例が施行され、犯罪被害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することとされた。県警察としては、第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画に基づき、途切れることのない支援を着実に推進する必要がある。
----	---	----	---

（判定基準） a：必要性が高い b：一定の必要性がある c：必要性が低い

(2) 有効性（事業目標の達成状況）

※指標設定ができない場合「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	a	理由	カウンセリングや被害者支援員による支援の要望には全て対応したほか、公費負担等各種制度を適切に活用するなど犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図った。さらに県及び関係機関による各種施策を通じ、犯罪被害者の心情に対する県民の理解を深めるなど効果的な支援活動を行った。
----	---	----	---

（判定基準） a：有効性が高い（達成率が100.0%以上） b：一定の有効性がある（a、c以外の場合） c：有効性が低い（達成率が80.0%未満）

(3) 効率性（限られた予算で効果を発揮するために努力した内容）

判定	a	理由	犯罪被害者遺族による「命の大切さ学習教室」を小・中学校9校において開催し、聴講した児童生徒から講師（遺族）に宛てた手紙を書いてもらうなど同教室を効果的に推進した。また、その他行事や施策を重層的に展開し、施策効果の一層の向上を図った。
----	---	----	--

（判定基準） a：効率性が高い b：一定の効率性がある c：効率性が低い

(4) 総合評価

判定	A	前回結果	A
----	---	------	---

【総合評価の判定基準】

「A」：「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」：「A」「C」以外の判定のもの

「C」：「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「c」判定のもの

5 課題と今後の対応方針

(1) 事業推進上の課題

犯罪被害者支援事業は、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減や地域社会全体で犯罪被害者等を支える機運の醸成を図る有用かつ効果的な事業であり、継続して推進していく必要がある。
--

(2) 今後の対応方針

引き続き、犯罪被害者等への「途切れることのない支援」を推進して犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を目指すとともに、「命の大切さ学習教室」、「犯罪被害者のいのちのパネル展」等による犯罪被害者等への理解を深める活動等により、規範意識を向上させ、犯罪の起きにくい社会を目指す。

6 事後評価

(1) 有効性（事業目標の達成状況）

※指標設定ができない場合「b」判定以下とする。

※二つの指標を設定し、達成率100.0%未満の指標がある場合は、達成率の平均値により判定する。

判定	理由

(判定基準) a: 有効性が高い(達成率が100.0%以上) b: 一定の有効性がある(a、c以外の場合) c: 有効性が低い(達成率が80.0%未満)

(2) 効率性（限られた予算で効果を発揮するために努力した内容）

判定	理由

(判定基準) a: 効率性が高い b: 一定の効率性がある c: 効率性が低い

(3) 総合評価

判定

【総合評価の判定基準】

「A」: 「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「a」判定のもの

「B」: 「A」「C」以外の判定のもの

「C」: 「必要性」「有効性」「効率性」の観点全て「c」判定のもの

7 類似事業の企画立案に当たっての課題

--